

会 議 録

会議の名称	平成23年度 第1回所沢市要保護児童対策地域協議会実務者会議
開催日時	平成23年7月13日(金) 午後1時30分～3時30分
開催場所	所沢市役所7階研修室
出席者の氏名	<p>中澤 朋江 (埼玉県所沢児童相談所 代理出席)</p> <p>伊勢 浩明 (埼玉県所沢警察署)</p> <p>田島 貴子 (埼玉県狭山保健所)</p> <p>新井 真智子 (防衛医科大学校病院)</p> <p>原 朋邦 (所沢市医師会)</p> <p>巢瀬 賢一 (所沢歯科医師会)</p> <p>叶 美枝子 (所沢市民生委員・児童委員連合会)</p> <p>谷口 悟 (所沢人権擁護委員協議会所沢支部)</p> <p>青木 孝一 (青少年育成所沢市民会議)</p> <p>大谷 節子 (所沢市社会福祉協議会)</p> <p>武田 京子 (所沢市幼児教育振興協議会)</p> <p>大野 温子 (さいたま地方法務局所沢支局 代理出席)</p> <p>三浦 孝治郎 (所沢市立小学校長代表)</p> <p>木島 敬一 (所沢市立中学校長代表)</p> <p>江田 宏樹 (所沢市教育委員会学校教育部)</p> <p>齋藤 敏男 (所沢市教育委員会学校教育部教育センター)</p> <p>森田 昇 (所沢市保健福祉部生活福祉課)</p> <p>須田 浩美 (所沢市保健福祉部母子保健課)</p> <p>二上 清次 (所沢市こども未来部こども支援課)</p> <p>増田 謙二 (所沢市こども未来部青少年課)</p> <p>市川 博章 (所沢市こども未来部保育課)</p>
欠席者の氏名	なし
説明者の職・氏名	なし
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>3 会長のあいさつ</p> <p>4 議題</p> <p>(1) 所沢市要保護児童対策地域協議会の構造と役割について (公開)</p> <p>(2) 平成22年度事業報告について (公開)</p> <p>(3) 平成23年度事業計画について (公開)</p> <p>(4) 取り扱いケースの支援状況について (非公開)</p> <p>(5) 各機関の要保護児童対策についての報告 (公開)</p> <p>(6) その他 (公開)</p>
会議資料	<p>① 所沢市要保護児童対策地域協議会設置要綱新旧対照表</p> <p>② 平成23年度 第1回所沢市要保護児童対策地域協議会実務者会議資料</p> <p>③ 学校及び保育所から市町村または児童相談所への定期的な情報提供について (写)</p> <p>④ 要保護児童進行管理台帳<非公開></p>
担当部課名	<p>こども支援課：葛野主幹 秋葉主幹 菅原主査 竹内主査 奥井主任</p> <p>事務局：こども未来部 こども支援課 こども相談センター</p> <p>電話 04-2998-9129</p>

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>1 開会 事務局が開会</p> <p>2 委嘱状交付 仲こども未来部長（会長）から委員に交付</p> <p>3 会長あいさつ 仲こども未来部長（会長）があいさつ あいさつの後、各委員及び事務局が自己紹介を行った。</p> <p>4 議題 議事に入る前に、事務局から、資料①に沿って所沢市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について説明。 その後、以下 3 点が委員によって審議・決定された。 ○会議は原則通りに公開とするが、個人情報に関わる内容は非公開とする。 ○会議録は要約方式にする（発言委員名は公開）。 ○会議録は座長の承認により確定する。</p> <p>以下、座長（二上こども支援課長）が進行。</p> <p>(1) 所沢市要保護児童対策地域協議会の構造と役割について</p>
秋葉主幹	<p>資料②（5～17 ページ）に沿って、以下を中心に説明した。 ○当協議会は、地域の関係機関等が連携して、要保護児童等の適切な保護・支援を図る目的で設置されたこと。 ○代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の 3 層構造であること。 ○各機関の連携を図る調整機関として、こども相談センターが指定されていること。</p> <p>(2) 平成 22 年度事業報告について</p>
菅原主査	<p>資料②（19～25 ページ）に沿って、平成 22 年度に実施した代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、事例検討会、オレンジリボンキャンペーン等について報告した。</p> <p>(3) 平成 23 年度事業計画について</p> <p>代表者会議（5/13）で承認された平成 23 年度事業計画について、資料②（27～28 ページ）に沿って説明した。今年度の新たな取り組みとして、本協議会の対象となった児童について、児童が所属する小中学校及び保育所等から市への定期的な情報提供を進めていることを説明した。（資料③）</p>

<p>大谷委員</p>	<p>【質疑・応答】</p> <p>事例検討会は情報交換ができる貴重な場であるが、前年度より1回減っている（2回実施）のはなぜか。また、平成22度の事業報告では、オレンジリボンキャンペーンを市役所内と市民フェスティバルで実施しているが、今年度は市役所内だけなのか。</p>
<p>菅原主査</p>	<p>事例検討会を1回減らした分で今年度は新たに研修会を行い、これにより関係機関職員の資質向上を図るものである。</p> <p>昨年市民フェスティバルで実施したオレンジリボンキャンペーンは、埼玉県の実業募集に対して、社会福祉協議会が市民フェスティバルでの実施を応募したもので、本協議会は、これに協力して実施した。今年度はより多くの人にPRするため所沢駅前でのキャンペーンも予定している。</p>
<p>竹内主査</p>	<p>(4) 取り扱いケースの支援状況について</p> <p>要保護児童進行管理台帳（資料④）に基づき、要保護児童83名、要支援児童17名、特定妊婦2名の計102名の対象児童のうち、支援を終了することが適当と思われるケース32名について説明。18才になったケース、転居、施設入所、状況の安定など、終了理由を説明し、委員の承諾を得た。</p> <p>次に、平成23年の新規9ケースについて、今年度から虐待通告があったケースのうち、継続的な支援が必要なケースのみ、対象児童としていくこと等を説明。</p>
<p>原委員</p>	<p>【質疑・応答】</p> <p>子どもが当協議会の管理台帳に掲載された場合、医療機関には通知されるのか。また、産婦人科からの通告が少ないと思われるが、児童虐待防止についてPR不足ではないのか。</p>
<p>秋葉主幹</p>	<p>管理台帳に掲載された子どもが幼稚園・保育園・学校等に所属している場合は、定期的な情報提供をもらうために学校等に連絡して、情報共有を進めているが、医療機関にはお知らせしていない。</p>
<p>竹内主査</p>	<p>乳幼児の虐待等の情報は、医療機関から保健センターを経由して、こども相談センターに届くことが多い。</p> <p>(5) 各機関の要保護児童対策についての報告</p>
<p>伊勢委員</p>	<p>近隣の虐待、泣き声等に市民が敏感になっていて、警察にもすぐ通報が入るようになった。関係機関においても通報があれば訪問調査をしていると思うが、調査を妨害するなど問題が大きい場合は、私の方まで連絡してほしい。</p>
<p>叶委員</p>	<p>民生・児童委員という立場では、母親が精神疾患など病気を抱えているケースが増えていると感じている。</p>

市川保育課長	<p>要保護児童について、各保育園から市への定期的な情報交換を進めるため、園長会議で説明を行い、情報の共有を図っている。</p>
齋藤委員	<p>教育センターの相談業務では発達障害、不登校が多いが、内容は多岐に渡っている。学校で対応は難しいケースについては、関係機関とも相談して市全体として連携して取り組めるとありがたい。</p> <p>(6)その他</p> <p>【自由意見】</p>
原委員	<p>子どもに十分な治療を受けさせないのは虐待の一つだと理解している。所沢市のこども医療費は、市内医療機関で自己負担額が月額 21,000 円まで窓口払いが無料だが、この上限額は撤廃できないものか。窓口での仮払いができないために必要な医療が受けられないという人が、数は少ないが実際にいる。</p>
二上座長	<p>こども医療費は県の補助金を受けているので、改めて県に確認等を行い、市として取り組めるところがあれば検討したい。</p>
木島委員	<p>虐待について、学校として、まずどこに通報すべきなのか教えてほしい。子どもを保護してもらいたい、と思って児童相談所に連絡しても、思うように対応してもらえないこともあり、どこに相談すべきなのか迷いがある。</p>
秋葉主幹	<p>家庭との相談関係が保てている場合は、まず学校で対応することになるが、学校での対応が難しい場合はこども相談センターに連絡してほしい。また、緊急度が高い場合は直接児童相談所に通報してほしい。</p>
中澤委員	<p>もし学校で緊急性の判断に迷ったら、まずはこども相談センターへ連絡すればよい。通報を受ける立場としては、漠然とした情報提供ではなく、どう困っていて何をしてもらいたい、という点を明確にしてもらえるとありがたい。</p>
原委員	<p>学校が直面する非行問題等は、健康問題とつながっていることが多いので、学校医をもっと活用したらよい。医師は医療行為ができるので、緊急時に往診して必要な処置をすることもできる。子どもの問題に積極的に関わってくれる医師はいるので、医師との関係をつくっておくと頼りにできる。</p> <p>5 閉会 事務局が閉会</p>